

～知って役立つ～

町からの お知らせ

パパママ Cafe にきもち

パパママCafeは、これから赤ちゃんの誕生を迎えるパパママが、気軽におしゃべりをしたり、安心してゆっくりと過ごしたりする場所です。Cafeには、助産師がいますので、妊娠中の過ごし方や食生活、赤ちゃんのお世話の仕方など、ちょっとした疑問を聞くこともできます。また、管理栄養士もいますので食事面に関して気になることがあれば話を聞くことができます。どうぞ、お気軽にお越しください。ママだけの参加や子ども連れも大歓迎です。お茶をご用意してお待ちしています。

▼日時 令和2年6月17日
(水) 10時～12時

▼場所 肝付町福祉会館 小会議室

▼対象者 妊娠されている方とその家族

▼持ち物 母子健康手帳、子ども連れのの方は子どもの飲む飲料

▼参加費 無料

▼申込み 健康増進課
☎0994(65)2564までご連絡ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加の際はマスク着用をお願いします。また、場合によっては中止することがありますので、健康増進課までお問い合わせください。

特定計量器(はかり) 定期検査のお知らせ

農家・漁家・個人等で、商取引に「はかり」を使用している方。

病院や老人ホーム等で体重測定に「はかり」を使用している事業者の方。

その「はかり」…2年に1度、検査が必要です!!

取引又は証明に用いられる特定計量器(はかり)は、鹿児島県知事が行う定期検査を受けるよう、法律で定められています。

今年度は下記の日程で、肝付町でも定期検査が実施されます。

特定計量器(はかり)をお持ちの方は、必ず受検して頂きますようお願いいたします。

◎令和2年度特定計量器定期検査日程及び会場

▼実施日
7月27日 11時～16時30分
肝付町文化センター

7月28日 9時～10時
肝付町役場 岸良出張所

7月28日 11時～14時
肝付町内之浦銀河アリーナ

2年前に検査を受けている事業者・個人の方については、肝付町役場から今年度検査実施の通知が届きます。

もし、特定計量器を使用されている方で、上記実施日の2週間前になっても通知が届かない場合は、通知漏れの可能性があるため、下記連絡先までご連絡ください。

また、ご自身の使用しているはかりが検査の対象になるのか、などのお問い合わせも受け付けています。

▼お問い合わせ先

○肝付町役場 産業創出課 商工観光係

☎0994(67)2116
○一般財団法人 鹿児島県計量協会

☎0994(284)9112

特別弔慰金について

▼請求期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日(3年間)

※期限を過ぎますと第11回特別弔慰金を請求できませんので、ご注意ください。

▼支給対象者

支給基準日(令和2年4月1日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順位による先順位の御遺族お一人に支給されます。そのため弔慰金を請求する場合は、同順位者(兄弟等)で受取や配分等について事前に話し合いをしてくださいますようお願いいたします。

1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2 戦没者等の子
3 戦没者等の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時に同居・別居していたかにより順位が変

わります。

4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた(同一の戸籍に入っていた方)に限りません。

◎3及び4については、戦没者等の死亡時に生まれていたことが前提となります。

▼請求方法 特別弔慰金を請求するにあたって必要な書類は次のとおりです。

○前回と同じ方が請求する場合
：請求者ご自身の戸籍抄本
○前回と違う方が請求する場合
：請求者ご自身の戸籍抄本と戦没者との関係がわかる書類(戸籍謄本等)

○初めて請求する場合：続柄によって必要な書類が違いますので、窓口でお問い合わせください。

申請書 申立て書 印鑑等届は窓口にて御記入ください。

▼請求先・お問い合わせ先
福祉課 福祉推進係

☎0994(65)8413(福祉課)
内之浦総合支所 町民生活課

☎0994(67)2111
岸良出張所

☎0994(68)2001